

関係者各位

2026年2月14日

該 非 判 定 書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における
判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	USB3.0カメラ
型番	ARTCAM-410KAI-BW-USB3-T2
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 非該当 10の項(4) 非該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (1 / 3)		貨 物 名：USB3.0カメラ		
別1項番		メーカー名：株式会社アートレイ		
次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)		型及び銘柄：ARTCAM-410KAI-BW-USB3-T2		
		注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	CMOSセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの		告示貨物	【×】	
イ 宇宙用に設計した固体の光検出器		※	[-]	
ロ イメージ増強管		※	[-]	
ハ イメージ増強管又はその部分品		※	[-]	
ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの			【×】	
(一) 次のいずれかに該当するもの			【×】	
1 熱型でないフォーカルプレーンアレイであつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】	数値 (400-700nm)
イ 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル 以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】	
イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの			[-]	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[-]	数値 ()
二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメート ル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のいずれかに該当するもの			【×】	数値 (400-700nm)
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの			[-]	数値 ()
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			[-]	数値 ()
三 要素素子を二次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			【×】	数値 (400-700nm)
四 要素素子を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次のいずれかに該当するもの (ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、 要素素子の数が32以下のものを除く。)		除外	《-》	数値 ()
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が 3.8未満のもの			[-]	数値 ()
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの			[-]	
五 要素素子 を一次元に配列したものであつて、 それぞれの要素素子が 3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもの			[-]	数値 ()
六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものであつて、 次のイ及びロに該当するもの			【×】	数値 (400-700nm)
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、 760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が 10ミリアンペア毎ワットを超えるもの			【×】	※電荷増倍を行うように設計及び 改造していないため非該当 数値 ()
ロ 要素素子の数が32を超えるもの			【○】	数値 (4,092,672)
2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプ レーンアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ ーのない状態において、8,000ナノメートル以上 14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの			[-]	数値 ()

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(2/3)

別 1 項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条	輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三	光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの			
ニ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの			
(一)	次のいずれかに該当するもの			
(二)	次のいずれかに該当するもの			
1	白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの		[×] [-]	数値 ()
2	イリジウムシリコンを用いたもの		[-]	
3	アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの であつて、素子の数が256未満のもの	ひ	[-]	数値 ()
4	砒化インジウムを用いたもの	※砒	[-]	
5	硫化鉛を用いたもの	ひ	[-]	
6	砒化インジウムガリウムを用いたもの	※砒	[-]	
7	テルル化水銀カドミウムを用いたスキャニングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの		[-]	
一	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの		[-]	数値 ()
二	同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が2以下のもの		[-]	数値 ()
8	テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が256未満のもの		[-]	数値 ()
9	砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの	ひ ※砒	[-]	数値 ()
10	熱型フォーカルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの		[-]	数値 ()
11	要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 要素素子の数が4,096以下のもの		[-]	数値 ()
12	要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの		[×] [-]	数値 (400-700nm) 数値 (2,336) 数値 (4,092,672)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

$$(3/3)$$
[illegible]

*告示貨物＝貨物等省令第9条第三号イ、ロ、若しくはホ

※印の項目の判定欄が[○]である場合は、その項目別対比表も作成すること。

